

池田泉州DC・プラチナ・ビジネス・ アメリカン・エクスプレス・カード会員特約

第 1 条(本特約)

1. 本特約は、第 2 条第 1 項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員およびカード使用者等に対し、「法人会員規約(ビジネスカード用)」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第 2 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と株式会社池田泉州DC(以下「池田泉州DC」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。
●池田泉州DC・プラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス®・カード
2. 入会を申込む法人等または個人事業主および当該法人等または個人事業主により選定された会社の役員、社員もしくは個人事業主本人は、本特約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスおよび池田泉州DC(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が入会を承認した会員およびカード使用者等は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)と池田泉州DCの会員資格(以下「池田泉州DC会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第 3 条(会員資格取消等)

1. 会員またはカード使用者等に池田泉州DCの提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等、池田泉州DC会員資格を有するに不相当であると認められた場合、池田泉州DCは、何らの通知、催告を要しないで当該会員またはカード使用者等の池田泉州DC会員資格を取消することができるものとします。これにより会員が池田泉州DC会員資格を喪失した場合、そのカード使用者等も当然に池田泉州DC会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が池田泉州DC会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消することができるものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、池田泉州DC会員資格も当然に喪失するものとします。
4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、会員は、池田泉州DCまたは三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

1. 会員またはカード使用者等は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員またはカード使用者等は、池田泉州DCが提供する特典およびサービスを受ける場合、池田泉州DC所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(本規約等に基づく地位および権利義務の譲渡)

会員またはカード使用者等は、三菱UFJニコスが必要と認めた場合、本規約等に基づき三菱UFJニコスが有する地位および権利義務の一部または全部を池田泉州DCに譲渡すること、およびこれらに伴い、必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

2025年12月9日改定

池田泉州DC・プラチナ・ビジネス・ アメリカン・エクスプレス・カード 「個人情報の取扱いに関する特約」

第1条(本特約の適用)

本特約は、法人会員規約(ビジネスカード用)上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約または池田泉州DC・プラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス・カード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

同意者は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。))が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。))を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。))に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- (1) 入会申込時や入会後に同意者が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。))。
- (2) 入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠等、本契約の内容に関する情報。
- (3) 本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:株式会社池田泉州DC

住 所:〒531-0072

大阪府大阪市北区豊崎 3-2-1

電話番号:06-6371-2655(代表)

利 用 目 的:①提携先のクレジット関連事業における市場調査、商品開発。

②提携先のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内。

③提携先が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内。

第 3 条(利用中止の申出)

同意者が、前条の利用目的②③に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

第 4 条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 同意者は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。